

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

1 市民・地域（事業者）・行政の協働による計画の推進

第1章で述べたように、日本が高度経済成長を経験していく中で、経済効率を優先する観点から、それまで家庭や地域が担ってきた機能を行政が代替してきました。

このシステムは経済が右肩上がりの時代には一定の効果がありましたが、一方では地域でのつながりや相互扶助といったものが失われ、現在では極めて希薄化しています。

また、低成長経済が続く現在、働き方もかつてのように高所得を求める姿ばかりではなく、個人のライフスタイルも価値観も様々で、これまでのように行政が提供するサービスのみでは、住民が求めるニーズに応えることができない状況です。

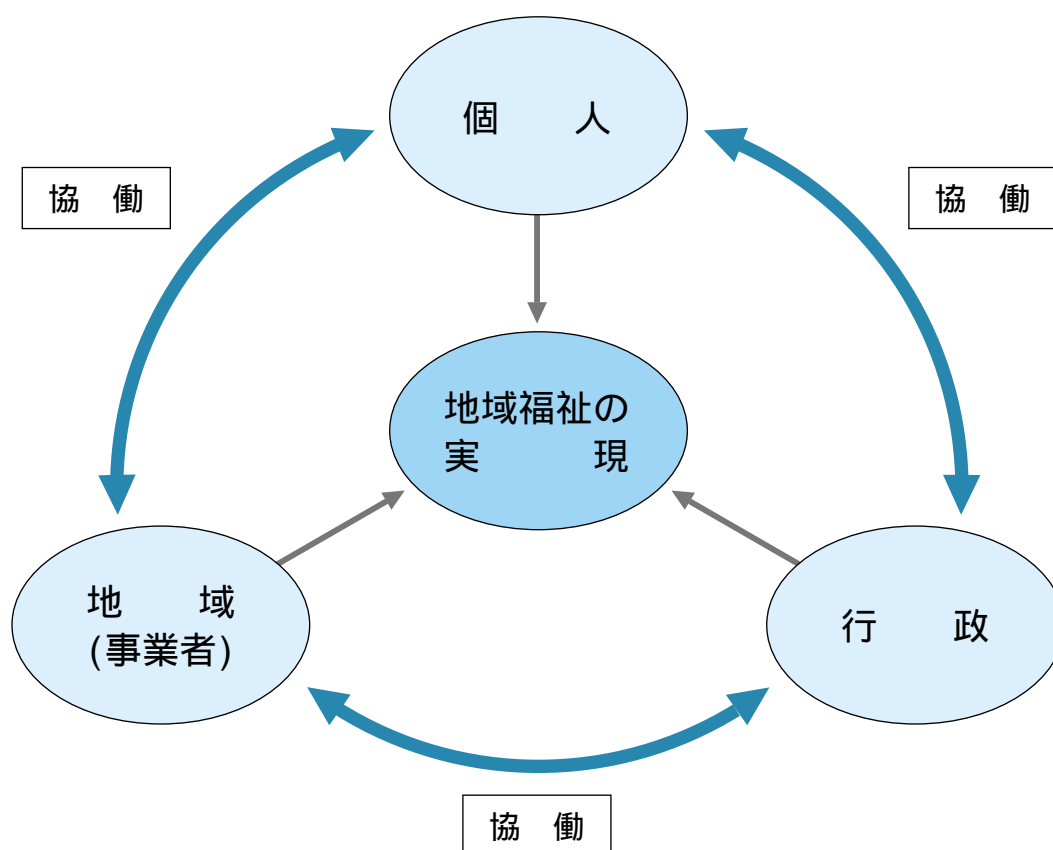
このような中、地域に住む私たち自身が、「生活者起点」の目線で、「生活の舞台」である地域を見つめ直す時期にきています。

すなわち「自らの地域は自ら考え、自らつくっていく」との考えのもと、市民、地域、行政が役割分担し、「協働」によりまちづくりを進めていく必要があります。

地域福祉計画は、地域福祉における「協働」の取り組みを進めて行くうえでの基本的な指針となるものです。

この計画に規定する内容の推進を図っていく中で、役割分担の見直しや新たな考えの反映等を、「協働」の仕組みで進めていく必要があります。

[地域福祉の取り組みのイメージ]



2 計画の推進について

地域福祉計画は、個人、地域（事業者）、行政それぞれが「協働」により推進していくことが必要です。

そのためには、今回、全市的な指針となる計画を策定しましたが、広域な本市においては地区ごとに抱える課題や状況は様々です。

したがって、今後、本計画の推進状況を踏まえ、今回の計画策定においても行ったように、各地区ごとの懇談会や地域の意見聴取を行いながら、自らが生活する地域の実情や特性を踏まえた、より身近で実効性のある「地区別地域福祉計画」の策定に向けた検討をしていく必要があると考えます。

また、「市高齢者保健福祉計画」、「新・市障がい者計画」、「新・市子育て支援計画」及び「健康いわき21」など、各個別計画の改定の際には、本計画の理念を踏まえ、一層の地域福祉の推進に資する内容とするとともに、具体的な施策、事業についても計画の具現化を図るものとして展開し、本市の目指すべき福祉社会の実現に向けた取り組みを進めていくこととします。



